

甌島旅行A G T情報誌等掲載業務仕様書

1 件名

甌島旅行A G T情報誌等掲載業務

2 委託期間

契約締結日から令和8年2月27日（金）まで

3 業務の目的

本事業は特定有人国境離島地域社会維持推進交付金を活用し、観光誘客プロモーションを実施することにより、国定公園10周年を迎えた甌島の魅力を発信し、誘客促進及び関係人口の拡大を図り観光事業者をはじめとする島内事業者の経営安定に資することを目的とする。

4 業務の内容

甌島の魅力を効果的に発信し、認知度向上および誘客促進を図るため、次の業務を実施すること。

(1) パンフレットや会員誌及びWEB等を活用した観光情報発信

旅マエの旅行地としての認知度向上や誘客に資するような観光情報発信を実施すること。

なおWEB（SNSを含む）での情報発信は令和7年9月までに開始すること。

対象地域は、首都圏、関西圏及び九州内の全て又はいずれかとする。

なお、本市公式YouTubeチャンネルの利用や市公式SNSと連動すること。

(2) 観光情報発信のターゲット

男女問わず、20歳代から60歳代までの幅広い層をターゲットとする。

(3) 観光情報発信の媒体

情報発信はパンフレットや会員誌及びWEBや紙媒体を原則とするが、他に高い効果が期待される情報発信手法がある場合は当該手法を提案すること。

また、インプレッション数やリーチ数等の目標設定を示すこと。

(4) 情報発信の内容

販売している又は今後販売する予定の旅行商品とリンクしたものとする。

(5) 旅行商品の販売

本年度中に、甌島の魅力である自然・文化・日常などのエコツーリズムを基軸としたガイドを活用した体験型等の旅行商品を複数回販売すること。

また内容や費用対効果を十分に考慮したうえで選定し、効果的な誘客に繋がるPR手法を提案することとし、集客目標数を設定すること。

(6) その他

提案限度額の範囲内において、本事業に有効となる取り組みがある場合は、当該取り組みも提案すること。

情報発信の中身については発注者と受注者で協議を行い、決定するものとする。

5 実績報告

業務委託の終了後、業務委託の内容を記録し、効果を検証した報告書を作成し、紙媒体及び電子記録媒体を提出すること。

6 完了検査

業務委託の完了検査は、実績報告書により行う。

7 著作権

本業務で新たに発生する著作権をはじめとする成果品の全ては、市に帰属するものとする。また、成果品に含まれる構成素材（写真、イラスト等）については、市が二次的利用することについて、許諾すること。

8 再委託の禁止

受注者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることはできないものとする。ただし、業務効率化を目的とした業務については、市と協議の上、業務の一部を委託できるものとする。

9 支払い条件

本業務終了後、適法な請求を受けた日から30日以内に、一括払いにより委託料の全額を支払うこととする。

10 個人情報保護

個人情報の保護に関する法律等に基づき、本業務に係る個人情報を適切に扱うこと。なお、本事業で知りえた情報は、事業中・事業後を問わず一切使用しないこと。

また、個人情報は、業務終了後直ちに市に引き渡すものとする。

11 損害賠償

受注者は、本業務の履行にあたり自己の責めに帰すべき事由により発注者、もしくは来場者、その他の第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

12 その他

本仕様書に記載のない事項は発注者と受注者の協議により決定する。